

**改正**

平成20年3月31日告示第63号

平成21年3月31日告示第57号

平成29年3月31日告示第80号

平成29年4月26日告示第150号

土浦市広告掲載要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報紙及び刊行物並びに印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産（ア及びイを除く。）

エ その他広告媒体として活用できる資産で、市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をすることができない。

(1) 法令等に違反し、又はそのおそれがある広告

(2) 公の秩序及び善良の風俗に反し、又はそのおそれがある広告

(3) 政治性のある広告

(4) 宗教性のある広告

(5) 社会問題についての主義主張である広告

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 市が推奨しているとの誤解を招くおそれがある広告

(8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をする広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に係る基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

**第4条** 広告の規格、掲載位置等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(募集方法等)

**第5条** 広告掲載の募集の方法、選定の方法、掲載期間、掲載料等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(補則)

**第6条** この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、公表の日から施行する。

**付 則** (平成20年3月31日告示第63号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**付 則** (平成21年3月31日告示第57号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

**付 則** (平成29年3月31日告示第80号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**付 則** (平成29年4月26日告示第150号)

この告示は、公表の日から施行する。